

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
1	共通	募集要項	「5 応募の受付期間、方法等」の応募方法に関し、「応募に当たっては、上記2（募集内容）における募集ごと」とありますが、同一法人が同一敷地に計画した場合は、募集ごとに複数の応募が可能か。	そのような応募も可能です。応募書類は、募集ごとに作成してください。
2	共通	募集要項	「3 応募の要件」の(10)に、「選定された場合、介護予防サービスの指定の申請を行うこと。」とあるが、選定された場合、必ず指定申請をしなければならないという解釈でよいか。	その通りです。重度化を防止し、介護予防を促進する観点から、介護保険法に介護予防サービスが規定されているサービス種別においては、要支援認定者を受け入れる体制を整備することを要件とします。
3	共通	募集要項	他事業所からの応募状況を知りたい。	募集要項6(1)にあるとおり、回答できません。
4	共通	募集要項	4次募集で落選した場合、次の公募以降、応募することはできないのか。	5次募集以降で、未選定の種別があれば応募可能です。
5	共通	選定要領 法人事業実績書	第5第2項及び第3項の基礎点とは何か。また、選定に関し、どのような影響があるのか。	法人事業実績書（様式8）に記載された内容をもとに、既存事業所の運営状況について、次の項目ごとに点数を付して評価し、審査会による応募書類の内容審査及び面接審査に加点します。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去6年間の直近の実地指導における文書指摘の数 ・介護職員処遇改善加算の算定区分 ・介護職員等特定処遇改善加算の算定区分
6	共通	選定要領 法人事業実績書	新規に社会福祉法人を設立予定の場合等、法人事業実績書に記載すべき既存事業所等がない場合、基礎点はどのように決まるのか。	3点を付すこととします。
7	共通	選定要領 法人事業実績書	全国に既存事業所が相当数ある場合、法人事業実績書は、どのように記載するべきか。	選定要領第5第3項にあるとおり、盛岡市内に所在する事業所から順番に10事業所まで記載し、その上で、応募する施設区分と同じ事業所を優先して記載してください。 法人事業実績書に記載された事業所について、基礎点の算出を行います。記載しなかった事業所については、別紙として、事業所ごとに事業種別、施設等名称、所在地、事業所番号、指定年月日、定員を記載したものを作成してください。 なお、処遇改善加算の算定区分等、法人事業実績書①～④の項目は記載不要です。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
8	共通	選定要領 法人事業実績書	基礎点の具体的な計算方法を教えてほしい。	<p>【既存事業所がAからEまで5事業所である場合】 介護職員等特定処遇改善加算の算定区分について、 A事業所：加算I→10点 B事業所：加算II→5点 C事業所：加算II→5点 D事業所：加算I→10点 E事業所：加算I→10点</p> <p>平均： $(10 + 5 + 5 + 10 + 10) \div 5 = 8$ 点 \Rightarrow 基礎点：8点</p> <p>他の項目についても、同様に各事業所ごとに点数をつけ、項目ごとの平均点を合計したものが基礎点となります。 なお、上記の例において、E事業所が当該加算がないサービス種別の事業所である場合は、評価しないこととなるため、4事業所で除して平均を算出します。</p> <p>平均： $(10 + 5 + 5 + 10 + 0) \div 4 = 7.5$ 点 \Rightarrow 基礎点：7.5点</p>
9	共通	土地・建物に係る関係部署との協議状況調書	土地利用に関し問題がないと判断している場合でも、「担当部署との協議記録」に記入が必要か。	担当部署に、問題がないことを確認の上、記入してください。新築、増築、改築等の工事の種別にかかわらず、確認をお願いします。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
10	共通	資金計画書	「1 建築の形態」の「単独／併設・合築」は、どのように記入すればよいか。	<p>第8期計画において複数応募し、それらを併設・合築する場合は「併設・合築」を、それ以外は「単独」を選択してください。</p> <p>単独の場合 「（本体施設）」にのみ記入してください。</p> <p>併設・合築の場合 当該応募施設を「（本体施設）」に、本体施設以外を「（併設施設）」に、それぞれ記入してください。</p>
11	共通	資金計画書	現在建築中の建物の一部を借りることとしているが、この場合の「併設・合築」は、どのように選択するのか。また、内容は、「（本体施設）」に記入することでよいか。	1と同様に記入してください。
12	共通	資金計画書	「2 設置（転換）に係る総事業費」の「総事業費」は、何を指すのか。	「総事業費」は、表中の「全体事業費」を指します。
13	共通	資金計画書	施設は、賃貸の予定だが、(1) 事業費内訳は、どのように記入するのか。「土地取得関係費」及び「建物建設関係費」の該当する項目に記入できないが、「その他の費用」にまとめてよいか。施設側で「スプリンクラー」を設置予定なので、それに該当する設備費用は、「建物建設関係費」の建築費への記入でよいか。	<p>賃貸に係る費用のうち、開設までに係る費用を「その他費用」の欄に記入してください。開設後に発生する費用は、記入しないでください。</p> <p>スプリンクラーの設置については、「建築費」に記入してください。</p>
14	共通	収支見込書	減価償却費等の記入を明記した方がいいのか、あくまでも、様式による記入が望ましいのか。	様式のとおりに記入してください。
15	共通	収支見込書	「入所者又は利用者の標準月額」について、標準的な金額とは、どの段階の者を対象とした金額とすればよいか。	第5段階（標準段階）の者を対象とした金額として、記入してください。
16	共通	職員配置表	様式9、10及び11の人員配置に係る様式について、施設で独自に作成した勤務表等でも可能か。	市が指定した様式によるものとしてください。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
17	共通	応募書類	<p>応募書類の様式8について、具体的にはどのように記載することとなるか。</p> <p>様式8の項目1の記載内容について、現在、盛岡市内で運営している2事業所に加えて全国で運営しているグループホームやサ高住や特定施設等の居住系施設のみ記載する内容でよいのか。</p>	<p>盛岡市内に所在する事業所を全て記載してもなお10事業所に満たない場合は、選定要領第5第3項における上位の事業所から順番に、10事業所に到達するまで記載することになりますが、その上で、応募する施設区分と同じ事業所を優先して記載します。</p> <p>【例】盛岡市内に1事業所、八幡平市に2事業所、宮古市に2事業所、福島県に1事業所、東北地方以外に50事業所運営しており、区分C：認知症対応型共同生活介護に応募する場合における、応募書類様式8（書類番号13）の作成方法</p> <p>様式の上段から順番に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①盛岡市内の1事業所を記載 ②八幡平市の2事業所を記載 ③宮古市の2事業所を記載 ④福島県の1事業所を記載 ⑤東北地方以外に所在する事業所について、認知症対応型共同生活介護の事業所を優先して4事業所を記載（認知症対応型共同生活介護事業所がない場合は、任意の4事業所） <p>注1 ②～④それぞれの範囲内で10事業所に到達する場合は、応募する施設区分と同じ事業所を先に記載します。</p> <p>注2 様式8に記載できなかった事業所については、別紙として任意様式で提出をお願いいたします。任意様式に記載する事業所については、過去6年間の直近の実地指導における文書指摘の数、介護職員処遇改善加算の算定区分、介護職員等特定処遇改善加算の算定区分の記載は不要です（介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書の基本情報入力シート、個票等から調製したものを提出していただくことでも差し支えありません。）。</p> <p>注3 先に公表されているQ & A No.7についても、御確認くださいますようお願いいたします。</p>

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
18	共通	応募書類	「都市計画法の開発許可」について、開発許可申請は不要であるが、開発許可申請に代わる協議申請を行う必要がある旨担当部署から指導を受けたが、様式4 土地・建物に係る関係部署との協議状況調書 「1 土地・建物の概要(1)建設予定地の概要」には、「開発許可は不要」と記載してよいか。	お見込みのとおりです。
19	共通	応募書類	平面図及び立面図は検討段階であることから、検討中の内容を提出することによいか。	実際に整備することとなった場合と乖離しない内容で提出してください。
20	共通	事業計画書	「5 整備概要」について、施設は、賃貸契約によることとしているが、この項目の記入を教えてほしい。整備区分は、賃貸でよいか。構造、建築面積、敷地面積は、予定している建物の賃貸契約のとおりでよいか。	賃貸の場合は、次の内容を記入してください。 整備区分 賃貸 構 造 建物全体の構造 建築面積 当該事業に使用する延床面積 敷地面積 (空欄)
21	共通	事業計画書	「6 工期及び開設年月日」について、賃貸予定の建物は、現在建築中のものを借りる予定で、その場合は、「開設予定」のみの記入でよいか。	「予定工期」も記入してください。
22	共通	事業計画書	「7 事業費」について、賃貸による場合は、設備備品費及び賃貸借契約に係る費用の記入でよいか。賃貸借契約の費用は、毎月、賃料及び共益費が発生するが、「総額」には、賃貸借期間のうちどの期間分の費用を記入すべきか。また、契約時には、一時金もありうるが、それらを含めての記入でよいか。	資金計画書2(1)「全体事業費」の事業費計と一致するよう記入してください。
23	共通	事業計画書	「11 施設建設に係る近隣住民への説明」は、応募時点で終了していることが必要か、又は今後開催する予定での応募も可能か。	いずれも応募可能です。
24	D 小規模多機能型 ・ 居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型 O 特別養護老人ホーム K	補助金	建設費に対する補助（地域密着型サービス等整備等助成事業）について、管理運営要領においては、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とするとされているが、選定後、運営法人が他法人から土地及び事業を運営する建物を借りる契約を締結し、当該土地に建物を新設する場合、補助金の交付を受けられるか。	令和3年度時点では、岩手県においては、いわゆるオーナー制を採用して整備する場合は、補助対象としないこととしております。
25	O 認知症対応型通所介護		1 施設新設について、新設というのは既存の施設に追加なのか、全くの新しい施設・事業所ということなのか。	募集要項のとおり、新設とは新たに施設を整備するほか、既存の施設・建物の活用を含むことを指します。 なお、既存の施設・建物に増設することについては、差し支えありません。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
46	H 特別養護老人 ・ ホーム（新 K 設）、地域密着 K 型特別養護老人 ホーム（新設）		デイサービス施設の併設は可能か。	特別養護老人ホームとデイサービスの併設は可能です。
47	H 特別養護老人 ・ ホーム（新 K 設）、地域密着 K 型特別養護老人 ホーム（新設）		ショートステイ施設の併設は可能か。	特別養護老人ホームとショートステイの併設は可能です。
48	H 特別養護老人 ・ ホーム（新 K 設）、地域密着 K 型特別養護老人 ホーム（新設）		認知症高齢者グループホーム施設及び認知症対応型デイサー ビス施設の併用は可能か。	①特別養護老人ホームとグループホームの併設は可能です。 ②特別養護老人ホームと認知症対応型デイサービスの併設は可 能です。 ③上記3施設の組み合わせも可能です。
49	H 特別養護老人 ・ ホーム（新 K 設）、地域密着 K 型特別養護老人 ホーム（新設）		医師の配置は常勤でなければならないか。協力医療機関契約 にて通院、又は訪問診療を選択することは可能か。また、医師 を雇用する形式をとらなければいけないか。	①協力病院を定めることとは別に、医師を配置する必要があります。 ②医師の配置に当たっては、常勤・非常勤の規定はありません。また、直接雇用は必須ではありません。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
50	H 特別養護老人ホーム（新設） K 地域密着型特別養護老人ホーム（新設）		<p>建物の完成年度は、開設時期の年度内でよい。また、施設について、「盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営基準等を定める条例」以外に、施設の構造・設備に関する基準はあるか。</p> <p>同条例第5条の2(1)の設備基準で居室の定員を4人とする場合、具体的な必要条件等はあるか。</p> <p>従来型施設の設備基準で、食堂と機能訓練室を同一とする場合、「支障がない広さを確保できる」とあるが、両スペースを区切るための家具（可動）やキッチンユニットは、面積算定（3m²/人）上は除外しなくてもよい。</p> <p>同条例の第45条（1）アにおいて、「一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、かつ、15人を超えないものとする」とあるが、10人を超える定員は可能か。</p>	<p>①建物の竣工が開設年度内になるよう計画してください。</p> <p>②介護保険法上では、条例以外に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付け老企第43号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日 老発第214号）を参照してください。</p> <p>③条例の規定のとおりです。</p> <p>④面積を算定する上で、可動式の家具等の分は含めても構いませんが、固定式の家具等の分は除外してください。</p> <p>⑤1のユニットの定員は10人以下が原則ですが、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認められます。</p>
51	H 特別養護老人ホーム（新設）		<p>①特別養護老人ホーム（H）と地域密着型特別養護老人ホーム（KK）の同時申請は可能か。</p> <p>②特別養護老人ホーム（H）と地域密着型特別養護老人ホーム（KK）の同時申請が可能な場合、併設（合築）は可能か。</p> <p>③特別養護老人ホーム（H）と地域密着型特別養護老人ホーム（KK）の同時申請可能となった場合申請書もそれぞれ作成し提出となるのか。</p> <p>④特別養護老人ホーム（H）を新設法人で運営となった場合理事・監事及び評議員も決定していかなければならないのか。</p>	<p>①可能です。</p> <p>②可能です。</p> <p>③お見込みのとおり応募書類は、募集ごとに作成してください。</p> <p>④応募書類の提出及び運営候補者の選定時において、あらかじめ決定している必要はございません。施設の指定までに、新設法人として運営していくための準備を進めてください。</p>

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年6月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
52	K 地域密着型特別養護老人ホーム K 養護老人ホーム (新設)		特別養護老人ホームにショートステイを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホームにショートステイを併設する場合においてそれぞれにショートステイの床数の制限はあるか？	<p>①特別養護老人ホームにショートステイを併設する場合 原則、20床以上とされていますが、併設する場合は、20床未満とすることが可能です。</p> <p>②地域密着型特別養護老人ホームにショートステイを併設する場合 床数は、地域密着型特別養護老人ホームの利用定員を上限とします。</p>